

30 対財第 11 号
平成 30 年 4 月 26 日

各 位

対馬市長 比田勝 尚 喜

対馬市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策について

対馬市が発注する工事における建設業者の社会保険等未加入対策について、対馬市建設工事標準請負契約書（以下「契約書」という。）を一部改正し、受注者は社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないと規定したことに伴い、契約書第 7 条の 2 の規定に係る事務手続きを下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

下請契約を締結する工事において、受注者は原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出（以下「届出」という。）をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がないものを除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とししないものとする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

2 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督職員（対馬市建設工事執行規則（平成 16 年対馬市規則第 107 号）第 23 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

3 下請負人（市が発注した工事の下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

（1）社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した理由の請求

監督職員は、当該未加入建設業者に係る契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課に送付するものとする。

併せて、監督職員は、受注者に対して、当該未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（様式 2（以下「理由書」という。））をすみやか（概ね 7 日以内）に監督職員に提出するよう通知するものとする。（様式 1 -

1)

監督職員は、受注者から理由書が提出された場合は、その内容を確認のうえ工事担当課長に報告し、契約担当課に理由書を送付するものとする。

工事担当課長は、受注者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、指名委員会に諮るものとする。

なお、理由書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなすものとする。

(2) 受注者に対する通知等

特別な事情を有すると認めた場合

指名委員会において特別の事情を有すると判断した場合、契約担当課は、受注者に対して、様式3により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、併せて当該通知を行った日から30日以内に未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を契約担当課に提出するよう求めるものとする。

なお、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、以下4の通報を行うものとする。

特別な事情を有すると認めなかった場合

指名委員会において特別の事情を有しないと判断した場合、契約担当課は、受注者に対して、様式4-1(理由書が提出されなかった場合は様式4-2)により、特別の事情を有すると認められない旨及びその理由並びに契約書第7条の2第1項の規定に違反している旨通知するとともに、以下4の通報を行うものとする。

4 許可権者への通報

契約担当課は、3(2)(発注者が指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合)又は3(2)の場合においては、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に通報するものとする。

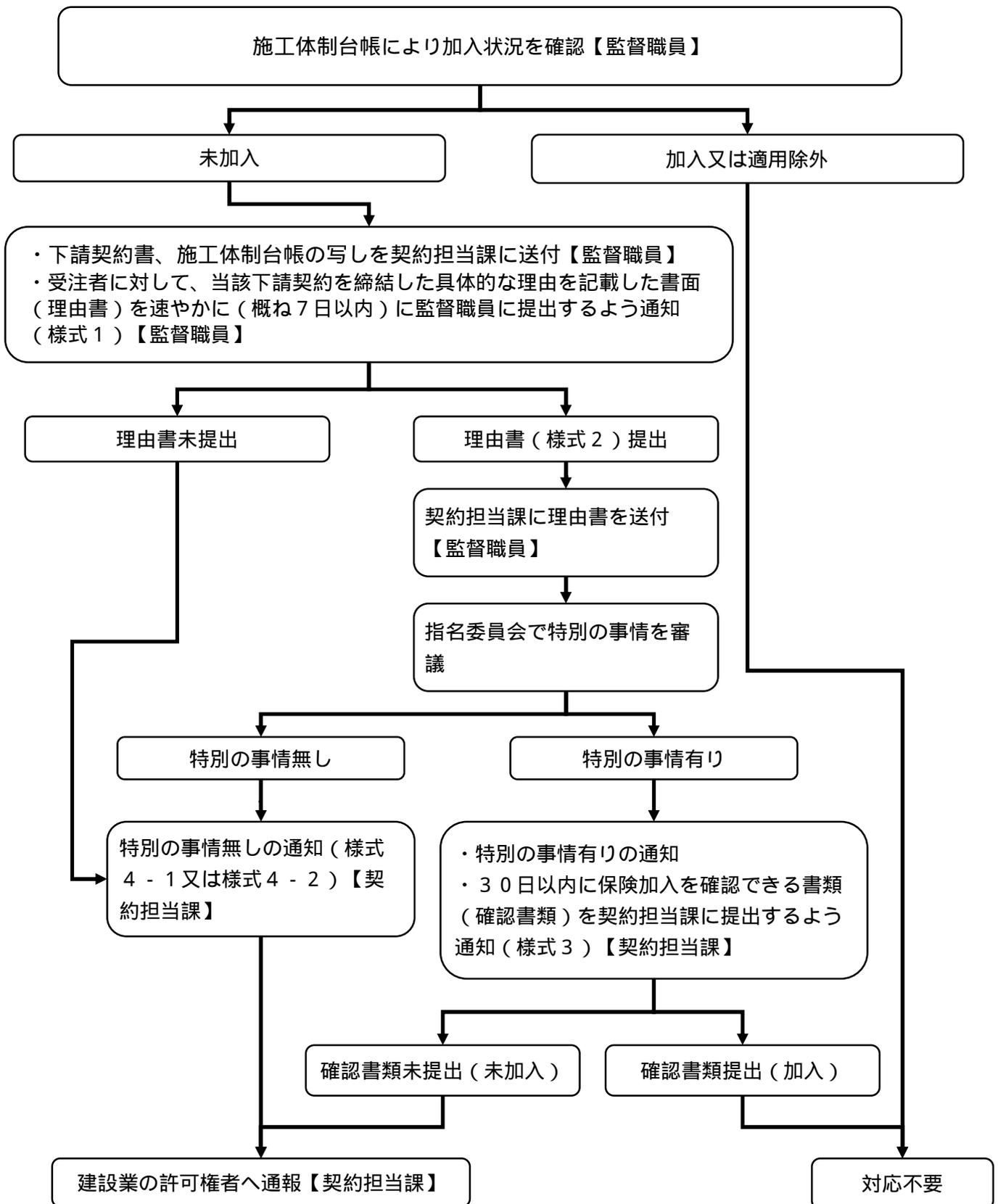
5 その他

最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書及び確認書類は、発注者において、契約関係図書の一部として保存するものとする。

6 適用

平成30年5月1日以後に契約を締結する建設工事から適用する。

社会保険等未加入対策に係る手続フロー（下請）



(様式2 理由書)

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した理由について

年 月 日付けで契約を締結した下記の工事について、社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結した理由を提出します。

記

- 1 工事名
- 2 下請負業者
- 3 未加入の社会保険等 ア．健康保険 イ．厚生年金保険 ウ．雇用保険
- 4 理由（具体的に記載すること）

(様式3 特別の事情有り)

年 月 日

(受注者) 様

契約担任者職氏名

Ⓜ

対馬市建設工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情について

年 月 日付けで提出があった理由書を確認した結果、工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものと認めます。

については、年 月 日(本通知から30日以内)までに、下記の下請業者が 法第 条による届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を提出してください。

確認書類が期限までに提出されない場合は、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することになります。

記

- 1 工事名
- 2 下請業者
- 3 未加入の社会保険等 ア．健康保険 イ．厚生年金保険 ウ．雇用保険

該当する法令を記載

(1)健康保険法第48条 (2)厚生年金保険法第27条 (3)雇用保険法第7条

確認書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について (以下のいずれか)

- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明 (申請) 書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について (以下のいずれか)

- ・「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書 (事業主通知用)
- ・労働保険料納入証明書

(様式4 - 1 特別の事情無し)

年 月 日

(受注者) 様

契約担任者職氏名

印

対馬市建設工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情について

年 月 日付けで提出があった理由書を確認した結果、工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反しますので併せて通知します。

記

1 工事名

2 下請業者

3 未加入の社会保険等 ア．健康保険 イ．厚生年金保険 ウ．雇用保険

4 理由

(記載例)

必ずしも 建設でなければ本工事を施工できないと認められないため。
機械については、必ずしも特殊ではないため。

(様式4 - 2 理由書未提出)

年 月 日

(受注者) 様

契約担任者職氏名

㊞

対馬市建設工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別の事情について

貴社に対して、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した理由を記載した書面を提出するよう通知しましたが、 年 月 日までに提出がありませんでしたので、工事請負契約書第7条の2第2項に定める特別な事情を有しないものとみなします。

つきましては、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反しますので併せて通知します。

記

1 工事名

2 下請業者

3 未加入の社会保険等 ア．健康保険 イ．厚生年金保険 ウ．雇用保険